

別表

区 分		基 準	
簡易 広告物	立 看 板	縦3メートル（脚の長さを含む。）以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるものであること。	
	電柱 広告物	巻付け 広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.5メートル以内で、かつ、その下端の高さが地上から1.5メートル以上のものであること。
		突き出 し広告 物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内及び出幅0.6メートル以内（消火栓の標識及びその支柱を利用する場合にあっては、縦0.4メートル以内及び横0.8メートル以内）で、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
	広告幕及び 広 告 網	広告物の下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。	
	アドバルーン ン 広 告 物	気球の直径が3メートル以内で、かつ、その高さが係留地点から50メートル以下のものとし、これに添加する広告物は、長さ15メートル以内及び幅1.5メートル以内のものであること。	
移動 広告物	広 告 車	1 走行中に破損するおそれのないものであること。 2 走行中に光源が点滅又は回転しないものであること。	
	車体利用 広 告 物	1 左側部及び右側部を利用するものは、各2個以内とし、それぞれ縦0.6メートル以内及び横1.5メートル以内のものであること。 2 後部を利用するものは、縦0.45メートル以内及び横0.6メートル以内のもの並びに縦0.2メートル以内及び横1.2メートル以内のもの各1個以内であること。	
固定 広告物	地上広告物	1 1面の表示面積が75平方メートル以内で、かつ、表示面積150平方メートル以内及び高さ20メートル以下のものであること。 2 道路等を横断して設置されるものにあつては、当該横断する部分	

		<p>の下端の高さが歩道上では3メートル以上，車道上では4.5メートル以上のものであること。</p>
	<p>屋上広告物</p>	<p>1 表示面積が300平方メートル以内のものであること。</p> <p>2 地上からその上端までの高さが20メートルを超える場合は，高さが建築物の高さの3分の2又は20メートルのいずれか小さい数値以下のものであること。</p>
	<p>壁面広告物</p>	<p>建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては，出幅が1.5メートル以内で，かつ，その下端の高さが歩道上では3メートル以上，車道上では，4.5メートル以上のものであること。</p>
<p>備考</p>		<p>1 屋上広告物を屋上構造物に設置するときは，当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず，広告物の高さに算入する。</p> <p>2 表示面積は，文字，記号又は商標の面積にこれらと意匠上一体となっている部分の面積を加えたものとする。</p>